

緊急時に取りべき対応について

放射性輸送物が紛失した際には、公衆への危険性を抑えるため、国、荷主、運送事業者が適切な行動を迅速にとる必要があることから、今般の事案を踏まえて、緊急時にとるべき対応についても検討を行う。

1. 広報を利用した国民への注意喚起等

国民が誤って被ばくをしないよう注意喚起し、また、発見への協力を呼びかけるため、積極的な広報が必要ではないか。具体的には以下の方法が考えられるのではないか。

- ・国は、関係者（荷主及び運送事業者）から報告を受けた後、速やかに事案の発生を公表する。（なお、関係者は放射性同位元素等車両運搬規則に基づき、紛失が起きた際には、国に報告を行わなければならない。）
- ・関係者にあつては、インターネットを活用した広報や、新聞等による広告を行う。

2. 輸送物の捜索

輸送物が発見されないままであることは、公衆への危険性、国民の不安の観点から望ましくないことから、関係者は、状況に応じ、警察官等に所在不明等の届出を行った上で、捜索に全力をあげるべきである。具体的には以下の方法が考えられるのではないか。

- ・関係者は、輸送ルート及び施設において対象荷物が残存していないかを確認する。
- ・関係者は、間違った営業所への誤送の可能性を考慮し、関係営業所に対し、荷物の誤着がないかについて確認を行う。
- ・関係者は、他の荷物と一緒に誤配達した可能性を考慮し、関係の配達先に対して電話連絡、訪問等を行い、誤配達がないかを確認するとともに、発見に協力をお願いする。

（参考）

○放射性同位元素等車両運搬規則 第二十二條

（報告徴収）

第二十二條 許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（次項において「許可届出使用者等」という。）は、法第三十三條第三項の規定により国土交通大臣に届出を行う場合を除き、放射性同位元素等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は放射性同位元素等が紛失したとき

は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第三十二条

(事故届)

第三十二条 許可届出使用者等(表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。次条において同じ。)は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。